

平成 23 年 1 月 21 日

退職給付専門委員会 ディスカッション・ポイント

1. これまでの検討経緯

- 昨年 3 月に公開草案「退職給付に関する会計基準（案）」及び同適用指針（案）を公表し、6 月から 8 月にかけて専門委員会においてコメントの対応を検討してきた。
- 退職給付プロジェクトを 2 つのステップに分ける進め方について公開草案に対するコメントの中には、基本的な方向性を支持する意見があった一方で、IAS 第 19 号の見直しが確定してから結論を出すべきなどの意見も相当程度寄せられた。
- こうした中で検討を重ねた結果、第 210 回委員会において、本プロジェクトは 2 ステップ・アプローチを採用し、ステップ 1 の最終基準化を進めることの意味確認を行った。基準の内容については、今後、さらに審議を行って詰めていくこととされた。
- 本日より、最終基準化に向けて、審議を再開する。

2. ディスカッション・ポイント

以下の点を中心に、修正文案についてご審議頂きたい。

(1) 割引率の取扱い（適用指針案第 24 項）

公開草案では、割引率は、退職給付の見込支払日までの期間ごとに設定された複数のものを使用することを原則的な考え方とするが、実務上は、給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用できるとしていた。公開草案に寄せられたコメントを踏まえて、割引率は退職給付支払ごとの給付見込期間を反映するものとしたうえで、具体的な適用方法として、給付見込期間及び給付見込期間ごとの給付金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、給付見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる、と修正する。

(2) 包括利益を表示しない個別財務諸表における会計処理（会計基準案第 84 項）

企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」では、個別財務諸表への適用は当該基準の公表から 1 年後を目途に判断することとされたため、本会計基準にて、包括利益を表示しない個別財務諸表上の具体的な会計処理（設例を含む）について明記する。

(3) 開示（適用指針案第 61 項）

公開草案に寄せられたコメントを踏まえて、注記事項のうち下記の項目を削除する。

- ・ 事業主が翌年度に支払うと予想される拠出の概算額
- ・ 事業主が翌年度に受給権者に支払うと予想される退職給付の概算額

以 上